



タイトル

消防職員の懲戒処分の公表について

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の告知依頼

その他 (消防職員の不祥事に関する公表)

全 1 枚 (本紙含)

つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

1 処分の概要

- (1) 被処分者 消防本部職員 消防士 主事 26 歳 男性
- (2) 処分年月日 平成 29 年 1 月 23 日 (処分者：つくば市消防長)
- (3) 処分の内容 懲戒処分 停職 6 月
- (4) 処分の理由 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づく懲戒処分
- (5) 管理責任者の処分
署長 (1 名), 参事 (2 名) 口頭による嚴重注意

2 事案の概要

つくば市消防本部職員が、平成 28 年 7 月 22 日 (金) 東京都内において女性のスカート内をスマートフォンで撮影し、目撃者の通報により警察の取り調べを受けた。
平成 28 年 12 月 1 日、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反にて起訴 (略式起訴により罰金 30 万円) された。

3 消防長コメント

この度、市民の生命、財産を守る立場の消防職員が、このような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、被害者の方はもとより、市民及び関係者に多大な不安を与えてしまい、大変申し訳なく深くお詫び申し上げます。

今後、今回の不祥事を重く受け止め、職員に対しては、再度このようなことを起こさないよう私生活も含めて指導の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。